

# 標茶町立磯分内小学校 いじめ防止基本方針 いじめ防止等を推進する体制づくり

平成31年 1月 策定(令和2年 2月17日一部改訂)

## 1. 基本的な考え方

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条に、「学校いじめ防止基本方針」を策定する旨が規定されている。これを受け標茶町では、平成30年9月に「標茶町いじめ防止基本方針」を策定した。町内全ての教職員が人権尊重の理念に基づき、「いじめはどの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という認識に立ち、町内すべての小中学校の児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることを目的としたものである。

これを受け本校では、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有するとともに、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせない未然防止に取り組む姿勢を確認する。

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

<第13条>

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

<第22条>

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における定義

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、「いじめ」は平成25年度から次のとおり定義が改訂されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

磯小いじめ防止-1

## 2. いじめ防止等のための対策組織

### (1) いじめ防止対策委員会 〈構成員〉 〈活動〉

基本的には(1)とするが、子どもの話題をいつでも気軽に口にすることができ、教職員間で情報を交流・共有できる本校のよさを最大限に活かし、(2)や(3)も適時開催し、防止のための組織の活性化を図る。

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。(主宰：校長，運営：教頭)

- ◎校長，○教頭，担任，生活部長，養護教諭，特別支援コーディネーター，
- ・いじめの早期発見に関すること [ex:アンケート調査等]
- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめ事案に対する対応に関すること

### (2) 職員会議・特別支援委員会

月に1回開催する職員会議(含：特別支援委員会)の中でも、問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換，及び共通行動についての話し合いを行う。

### (3) 特別委員会

教頭の運営のもと、必要な時に適時開催できる委員会とする。いじめの兆候を見逃さないように子どもたちの様子や学校の様子を交流する。

## 3. 学校におけるいじめ防止等

### (1) いじめの防止

各学年(学級)における経営においては、次のことに重点をおいて未然防止に努めるものとする。

- ①いじめを許さない，見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人ひとりの自己有用感を高め，自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために，当該児童の安全を保障するとともに，学校内だけではなく関係機関等と協力して解決にあたる。
- ⑤学校と家庭(必要に応じて地域)が協力して事後指導にあたる。

### (2) いじめの未然防止

①いじめが起きにくい学校風土・学級風土の醸成

- ・誰もがいじめに巻き込まれている事実立ち，些細な行為が深刻ないじめへとつながる危機管理意識を抱き，常に潤いに満ちた風土をつくり出す，【居場所づくり】の取組
- ・いじめの背景には誰もが抱えるストレスやその原因となる要因(ストレッサー)等が存在することに着目し，それらを把握し，この改善を図ることで，きっかけとなるトラブルを減らしたり，エスカレートを防ぐなど，未然防止を図る。

②いじめに向かわない児童の育成

- ・児童一人一人が，「いじめは人として決して許されない行為である。」と心底思い，周りの友達などに毅然とした態度で言えるたくましい心を育てる。
- ・ストレスやストレッサーの〈はけ口〉として，他者を攻撃するようなまねはしないと見える児童を育てる。
- ・「いじめはいけない」「何がいじめなのか」ということについて，全学年においても指導する。

⇒そのため，他者との関わりに喜びを感じられる機会を積み重ねて体験できる場を意図的・計画的に設定する。面倒であったり，思いと異なる場ではあっても，他者とのかわりに楽しさを見出し，人の役に立てたら嬉しいと感じる場や機会を大切にしていく。(自己有用感の獲得)

磯小いじめ防止-2

③わかりやすい授業，自己存在感，自己有用感を実感できる行事の実施を通じた児童に自尊感情を育む教育活動の推進

- ・主体的に児童が学習に向かう，活躍できる授業への改善を図る。
- ・「わかった」「できた」「みんなで学習することが楽しい」と感じられる授業への改善を図る。
- ・ヒドゥンリキュラム(見えないカリキュラム)を意識した学級経営を心がける。
- ・学級内での友達の同士のふれあい，友達同士の活動等「関わり」を大切にする。
- ・「全校遊び」を中核にした意図的な異学年交流の充実を図る。
- ・学習規律の統一と徹底を全校で図る。

④特別の教科「道徳」の充実

- ・道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識に児童が立てるように，教育活動全体を通して指導する。
- ・「見て見ぬ振りをする」「知らない顔をする」ことは、「自分の心に嘘をつくこと」であり，傍観することもいじめに加担していることと同じであることを理解させる。

(3)いじめの早期  
発見・早期解決

①いじめの早期発見のための手段

- ・本校のよさである<全教職員による全児童への指導体制>のコンセプトのもと、「いじめはどの学校でも，どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち，教職員の丁寧な観察を日常的に継続することにより，子どもの小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- ・「いつもと違う。」と感じた児童がいる場合には，これを意識して職員室で声をあげ，全職員でこの情報を共有し，全教職員の目で当該児童をより傾注して見守る。
- ・様子に違和感を覚える場合，教師は当該児童へ積極的かつ，適切に働きかけ，安心感をもたせる。併行して，困っていることや悩みの有無を確認する。解決すべき問題がある場合には，当該児童から悩み等を聞き，早期解決を図る。
- ・「いじめアンケート」「教育相談」を適時実施し，現在の児童の悩みや人間関係の把握に努め，いじめのない学校づくりを目指す。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように，意図的な啓発活動を計画し，外部講師を招くなどするスマホやケータイ，インターネット等の情報モラルの学習を取り入れる。
- ・ネットパトロールを定期的に行い，早期発見，対応できる校内体制を整える。
- ・学校評価や保護者からの情報に傾注し，より丁寧な対応に心がけ，校内いじめ対策委員会を開催し，積極的に解決に向かう体制を整備し，解決にあたる。

②全教職員での早期解決～＜全員で＞を基本に

- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ防止対策委員会を中心に全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・傍観者の立場にいる児童たちにも、そのままではいじめに加担しているのと同様であるということを指導する。
- ・必要に応じて学校内だけでなく、関係機関等と協力して解決にあたる。

(4)家庭や地域、  
関係機関との連携

- ・いじめ問題が発生した時には、早い段階から家庭との連携を密にとり、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集し指導に反映させる。
- ・いじめを受けた側、加害を含めた関係する保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもの保護者に対する助言を早急に行う。
- ・学校や家庭にはなかなか話すことができない状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題等の相談窓口の利用を促す。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、躊躇することなく警察署と連携して対応する。
- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

(5)懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に子どもに対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際には、個人的、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができることを念頭に、管理職に相談した上で行うものとする。

